

食安輸発第0709006号

平成20年 7 月 9 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

ナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシン検査については、容器包装に入れられた場合を想定して検体採取方法を設定しているところです。今般、サイロに搬入した場合について照会があり、下記により対応することとしましたので、ご了知願います。

記

既にサイロに搬入したものについては、他のサイロに搬入する際に1サイロを1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg 以上を検体採取したものを縮分してサイロ毎に1検体（1kg 以上）とする。